

経営者保証に関するガイドラインとは

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在します。これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により「経営者保証に関するガイドライン」は策定されました。同ガイドラインは、中小企業者の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業者、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

経営者保証 ガイドライン 対応保証

ガイドラインの詳細は、日本商工会議所および全国銀行協会の Web サイトをご覧ください。
日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/news/2014/0116130000.html>
全国銀行協会 <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/01/16130000.html>



明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会

<http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



経営者保証ガイドライン対応保証の概要

本制度は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、同ガイドラインにおいて求められている対応を講じている中小企業・小規模事業者のみなさまが資金調達をする際に、当協会と金融機関が連携して経営者の保証に依存せずみなさまの資金調達を支援することを目的としています。

経営者を保証人とせず資金調達をお考えの方、既存保証付借入に係る経営者保証の解除を希望する方におすすめの制度です。

ご利用いただける方	「経営者保証に関するガイドライン」において求められている対応を講じており、次の①～④すべての要件を満たしている法人の中小企業・小規模事業者 ① 法人と経営者個人の資産や経理が明確に分離している ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない ③ 法人から適時適切な財務情報等の提供があり、本制度による借り入れ後も提供がある ④ 法人の資産および収益力のみで借り入れの返済が可能である
保証限度額	2億8,000万円
責任共有制度	対象
対象資金	運転資金、借換資金、設備資金
貸付形式	証書貸付、手形貸付
保証期間	〔運転資金・借換資金の場合〕 3年以内（据置期間最長6か月） 〔設備資金の場合〕 5年以内（据置期間最長6か月）
返済方法	一括返済または分割返済
保証人	不要
担保	〔有担保無保証人要件の場合〕 必要
貸付利率	金融機関所定利率 ただし、本制度と同時に借り入れする当協会の保証を付さない借入（金融機関プロパー）よりも低い利率が適用されます。
保証料率	0.45%～1.90%
添付書類	「経営者保証ガイドライン対応保証」申込人資格要件申告書 「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件確認シート（※金融機関作成書類）
その他	本制度による借入と同時に、当協会の保証を付さない借入を本制度による借入の6割以上の額（その他の借入条件は同等）で借り入れする必要があります。（協調融資イメージ参照） 中小企業者は、金融機関に対し、財務情報等の報告を事業年度毎に行う必要があります。また、金融機関は、当協会に対し、中小企業者の財務情報等の状況や、本制度要件の具備状況についての報告（「経営者保証ガイドライン対応保証」資格要件等状況報告書）を事業年度毎に行う必要があります。

※特別な理由なく資格要件申告書において確約した事項をお守りいただけない場合、保証人を求めることがあります。

【協調融資イメージ】

